

(IC9) 出版文化賞選考委員会規則

昭和58年7月1日	制 定
平成2年6月1日	一部改正
平成14年6月1日	〃
平成18年4月21日	〃
平成19年9月7日	〃
平成21年9月11日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成24年9月21日	〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程第14条第1項(5)に規定する出版文化賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 選考委員会は、出版文化賞候補の選考を行う。

(活動の原資)

第3条 この活動の原資は、土木振興基金規程に定める土木振興基金（以下「基金」という）の果実をもって充てる。

(構成)

第4条 選考委員会は、委員長1名および副委員長兼幹事長1名を含め原則として15名以内、必要に応じ委員兼幹事若干名で構成する。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長は、委員の互選により決定する。

2 副委員長兼幹事長、委員兼幹事は、委員長の指名により選出する。

3 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

4 委員の任期は2年とする。構成については、年度最終委員会において検討する。なお、委員の再任は妨げない。

(賞の目的)

第6条 出版文化賞は、土木学会表彰規程第11条に基づき、土木に関連する出版物で、土木工学・土木技術の発展に貢献し、あるいは読者に感銘を与えることにより、土木文化活動の一環となりうると認められた出版物を対象とし、その著者を表彰する。

(対象とする出版物)

第7条 出版文化賞の対象になる出版物（電子出版物も含む）は、次の各号に掲げる出版物とする。

- (1) 一般に市販されている出版物とする。ただし、市販されていなくとも、図書館等での一般公開性が保証されている出版物等であれば対象とする。なお、ハンドブック、マニュアル、便覧

の類の出版物は除く。

(2) 改訂版は、一部分を改訂した出版物は対象とせず、全面改訂した出版物を対象とする。

(3) 推薦締切日の3年前から推薦締切日までに出版された出版物とする。

(選考対象者)

第8条 選考対象者は、本会会員に限らない。

(応募の方法)

第9条 選考委員会は、各年度当初に開催し、当該年度の出版文化賞推薦要項を定める。

2 選考委員会は、推薦要項に基いて選考対象の募集を行う。

3 応募の締切期日は、原則として12月20日とし、12月20日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の平日とする。

(選考)

第10条 選考委員会は、推薦された出版物について選考する。ただし、委員が関係する出版物の選考には当該委員は関与できない。

2 受賞候補は、4件以内を原則とする。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、毎年1回定時総会において、著者に対して賞状、賞牌を授与して行う。出版社に対しては、感謝状を贈呈する。共著、団体、翻訳の場合の表彰方法は委員会で定める。

(運営)

第12条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は、委員会の運営事務を処理する。なお、議決権はもたない。

(表彰委員会への上申等)

第13条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を報告する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第14条 選考委員会の担当事務局は、図書館・情報室とする。

(規則の変更)

第15条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和58年7月1日から施行する。

附則 この変更内規は、平成2年6月1日から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年6月1日から施行する。

附則(平成18年4月21日 理事会議決) この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則(平成19年9月7日 理事会議決) この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則(平成21年9月11日 理事会議決) この変更内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則(平成22年9月17日 理事会議決) この変更内規は、平成22年9月17日から施行する。

附則(平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則(平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則(平成24年9月21日 理事会議決) この変更規則は、平成24年9月21日から施行する。